

2026 緊急避難マニュアル（一高ドミトリー）

地震・津波・火事・台風・大雨（自然災害拠点対策）

※ 自分の身は自分で守る

1. 事前に対応が可能な場合（学校への避難）

- 避難の必要性を認識した者が、学校管理職に対し具申を行う。
- 校長（不在の場合は、学校マニュアルに準ずる）の指示を受ける。
- 寮生へ避難の連絡を行う。
- 寮生保護者へ避難の連絡を行う。
- 避難に必要な食事や寝具の手配を行う。
- 上記、3項目については必要事項から順次行う。
- 寮監は安全に寮生を避難場所に誘導し、避難解除まで行動を伴にする。

2. 緊急事態の場合（地域指定の避難場所への避難）

- 当日の担当寮監が中心となり、点呼後、速やかに避難場所へ移動する。
- 非常対策関係職員への連絡を行う。
- 校長（不在の場合は、学校マニュアルに準ずる）の指示を受ける。
- 寮生保護者へ避難の連絡を行う。
- 寮監は、避難解除まで行動を伴にする。

3. 避難解除後の動き

- 非常対策会議の指示により、生徒を帰寮させる。
- 寮生保護者へ緊急避難が解除された事の連絡を行う。